

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第210回国会】令和4年12月22日（木）、第6回の委員会が開かれました。（閉会中審査）

## 1 文部科学行政の基本施策に関する件

・永岡文部科学大臣、伊佐厚生労働副大臣、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）穂坂泰君（自民）、平林晃君（公明）、柚木道義君（立憲）、吉川元君（立憲）、白石洋一君（立憲）、森山浩行君（立憲）、金村龍那君（維新）、高橋英明君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 穂坂泰君（自民）

- （1） 高等教育の奨学金制度について
  - ア 経済的な理由により進学に悩んでいる生徒及び中間所得層への支援の拡充に対する文部科学省の方針
  - イ 教育投資がもたらす効果及び投資財源確保策に対する文部科学省の見解
  - ウ 勤務先の業種や地域を特定した奨学金制度における地方自治体からの意見の有無及び行政が勤務地等を固定することの法律的な問題点の有無
- （2） 部活動の地域移行の現状及び今後の方向性

### 平林晃君（公明）

- （1） 円安・物価高の影響を受けている海外特別研究員等への支援について
  - ア 12月21日に通知された一時金支給の内容
  - イ 令和5年度以降の対応についての検討状況
- （2） 論文のオープンアクセス化に係る出版費用の増加が我が国の研究者の負担となっている現状に対する文部科学省の認識及び対応策の検討状況
- （3） 科学技術の現状を改善するために、大学等の現場と対話等を行う必要性に対する永岡文部科学大臣の考え

### 柚木道義君（立憲）

- （1） 藪浦健太郎元議員の辞職について
  - ア 永岡文部科学大臣の受け止め
  - イ 辞職しただけでは政治不信の払拭にはならないという意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- （2） 東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる諸問題について
  - ア 贈収賄及び談合事案に加え、会計検査院による大会経費に関する報告により、2030年冬季オリンピックの札幌招致に対する国民感情が悪化したとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
  - イ 会計検査院報告の大会経費が大会組織委員会の公表額より大幅に増額した理由
  - ウ 大会期間中の弁当の大量廃棄に対する永岡文部科学大臣の受け止め
  - エ 国立競技場の民営化に向けた事業者選定の見通し
  - オ 招致段階から第三者による監査組織をつくり、招致運動等を行うべきという意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- （3） 旧統一教会をめぐる諸問題について
  - ア 質問権行使は違法とする旧統一教会の主張に対する文部科学省の見解

- イ 文化庁宗務課が文部科学省のフロアマップから削除されたことの確認
- ウ 1月中旬までに解散命令請求をすべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- エ 旧統一教会が財産を海外に移転しようとする場合の対策
- オ 当事者が韓国の団体の場合にも、1月5日から施行される「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の対象となるのか
- カ 旧統一教会における養子縁組に関する事案について、文部科学省と十分に連携を取りながら刑事告発も含めて対応すべきという意見に対する厚生労働省の見解
- キ 旧統一教会が宗教法人から宗教団体になった場合にも文部科学省が監視する必要性

#### 吉川元君（立憲）

- (1) 旧統一教会への報告徴収、質問権行使及び解散命令請求について
  - ア 旧統一教会からの回答の内容にかかわらず、解散命令請求について検討することの確認
  - イ 宗教法人審議会における議論の内容等の公表の可否
- (2) 教員のなり手不足について
  - ア 国立の教員養成大学の学部の教員養成課程卒業者のうち、教員や保育士以外に就職した者が増加している理由
  - イ 教員採用の早期化、複線化により対応できるのか
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポンサー選定について
  - ア スポンサーの入札方法やスポンサー料の決定がI O Cの原則から変更された経緯に対する内閣官房オリパラ事務局及び文部科学省の認識の有無
  - イ スポンサー料の手数料が成功報酬型に変更されたことに対する内閣官房オリパラ事務局及び文部科学省の認識の有無
  - ウ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第8条に基づいて、スポンサーの入札方法やスポンサー料の決定の変更について大会組織委員会に説明を求めなかった理由

#### 白石洋一君（立憲）

- (1) 夜間中学について
  - ア 不登校児を受入れやすくなるよう入学要件や卒業要件を見直すべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
  - イ いわゆる中学校の形式卒業者だけでなく、現に中学校に在籍中の児童生徒を夜間中学の入学要件に含めることについての永岡文部科学大臣の見解
  - ウ 現役の子供が夜間中学を在籍校として選択できるよう入学要件を緩和する必要性
  - エ 卒業要件の履修時間についても緩和する必要性
  - オ 自治体を実施するニーズ調査の方法を不登校児の受入れの観点も含め、国が指導する必要性
  - カ 夜間中学に対する予算を拡充する必要性
- (2) 平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」について、愛媛県の東予地域のだんじり等が含まれるよう自治体の取組を国が支援する必要性

#### 森山浩行君（立憲）

- (1) いわゆるブラック校則の見直しの現状
- (2) 教員不足を解消するために、文部科学省予算だけでなく地方創生等の予算を用いて、学校事務員を増員すべきではないかとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる贈収賄事案について

- ア 今後日本で開催される国際イベントについて、本事案のようなことが起こらぬようルールを整備する必要性
  - イ 「大規模な国際又は国内大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」が取りまとめる予定の指針について、策定後も柔軟に改定していく必要性
- (4) 旧統一教会をめぐる諸問題について
- ア 宗教法人が解散命令を受けて宗教団体になった後の被害者救済や債務等の引継ぎに対する調査は文化庁宗務課の所掌事務に含まれるか
  - イ 宗教法人と宗教団体の取扱いの差異

**金村龍那君（維新）**

- (1) 旧統一教会をめぐる諸問題について
- ア 質問権行使の手続中の解散命令請求の可否
  - イ 宗教法人の認証の在り方
- (2) 特別支援教育について
- ア 通級による指導の在り方
  - イ 就学相談の実態
  - ウ 就労支援に関する文部科学省の取組状況

**高橋英明君（維新）**

- (1) 仮放免が許可された外国人居住者の子供に対する健康保険制度について
- ア 仮放免が許可された外国人居住者の子供への国民健康保険制度の適用可能性
  - イ 国民健康保険制度の対象となっていない外国人の子供への文部科学省による対応策
  - ウ 仮放免が許可された外国人居住者の子供が支援者の居住先を住民登録とすることで国民健康保険制度の対象となる可能性
- (2) 外国人教育について
- ア 日本語教室の現状
  - イ 日本の滞在歴が長い外国人の高校生等を日本語教室の指導補助に活用することに関する文部科学省の見解
  - ウ 日本語教室を含めた学校における外国人教育の在り方についての永岡文部科学大臣の所見
- (3) 教科書選定をめぐる贈収賄事件に対する文部科学省の対応

**西岡秀子君（国民）**

- (1) 旧統一教会をめぐる諸問題について
- ア 宗教団体の行為が、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第3条に違反し、その行為に組織性、継続性、悪質性が認められる場合、その宗教団体が宗教法人法に基づく解散命令請求の対象に当たることの確認
  - イ カルト団体に対する規制及び宗教法人法の改正も含め、法令違反による広範な被害や重大な影響を社会に及ぼしている疑いのある宗教団体への対応に関する議論を深めるべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
  - ウ 教育現場における宗教2世への対応状況及び今後の取組の方針
  - エ 国民民主党が参議院に提出した「刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」の内容を今後の議論に取り入れることを求める要望に対する永岡文部科学大臣の見解

- (2) 教員採用試験の前倒しについて、一部の自治体のみが実施することによる不都合等を念頭に入れて検討を進める必要性
- (3) 養護教諭や給食担当職員などの少数職種の職員の業務負担が重くなっている現状を踏まえた少数職種の加配措置の必要性

**宮本岳志君（共産）**

- (1) 旧統一教会をめぐる諸問題について
  - ア 平成7年に宗教法人に関する特別委員会の理事会に提出した宗教法人審議会の審議概要は見つかったか
  - イ 下村博文議員事務所からの問い合わせに対する文化庁の回答が、下村議員のホームページに掲載されている内容と相違ないか
  - ウ 旧統一教会の名称変更時の文部科学大臣への報告は通常の手続ではなかったことの確認
  - エ 名称変更について文部科学大臣へ報告した際に用いた資料を開示する必要性
  - オ 厚生労働省の旧統一教会に対する養子縁組に関する質問書への回答とともに、抗議文が送付されたことの確認
  - カ 文部科学省が旧統一教会に対して質問権を行使した際に抗議文は送付されたか
  - キ 旧統一教会が法令に違反して養子縁組あっせん事業を行っていた場合、宗教法人法に基づく解散命令を請求する条件を満たすのではないか
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる諸問題について
  - ア 「大規模な国際又は国内大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」の設置目的
  - イ 10月17日にスポーツ施策の推進に関する円卓会議が了承した「今後の大規模な国際又は国内競技大会の円滑な開催に向けて」において示された方針と永岡文部科学大臣の認識は一致するか
  - ウ スポーツ庁が主導して調査を行う必要性
  - エ 組織委員会のガバナンスやコンプライアンスに問題があったのではないか
  - オ 組織委員会に出向していた文部科学省及びスポーツ庁の職員に対する調査は行われたのか
  - カ 大会に向けた取組状況等についての会計検査院の指摘及び一連の諸問題に対する永岡文部科学大臣の受け止め